

EU24時間ルール- 対象貨物/情報提出者/申告期限

対象貨物

- ▶ 輸入貨物情報(Entry Summary Declaration :ENS)
⇒EUに持ち込まれる貨物*
- ▶ 輸出貨物情報(Entry Summary Declaration :EXS)
⇒EUから持ち出される貨物*
- ▶ ENS及びEXSは電子データで申告

*電気エネルギー、パイプラインで輸送される貨物、郵便物、旅行者の個人貨物等は除く

情報提出者

- ▶ ENS
 - ①情報提出の最終責任は運送人
 - ②運送人の同意があれば、第3者(フォワーダー等)も情報提出可能
 - ③Vessel Sharing Agreementの場合、運送契約を締結し、B/Lを発行する者(B/L発行運送人)
 - ④複合輸送の場合、EU税関管轄地域内に入った後も自走する輸送手段を運航する者(例.トラック業者/ドライバー)
- ▶ EXS
 - ①EXSは税関申告(customs declaration)の一部として提出
 - ②税関申告でカバーされない場合、EXSの提出要

申告期限	輸送モード		申告期限	
			EU向け	EU発
海上	コンテナ		船積み24時間前	船積み24時間前
	バルク/ブレイクバルク		到着4時間前	出発4時間前
	例外：注1と2の地域		到着2時間前	出発2時間前
航空	短時間(4時間未満)航行		離陸前	出発30分前
	長時間(4時間以上)航行		到着4時間前	
	鉄道・内陸水運		到着2時間前	出発2時間前
	道 路		到着1時間前	出発1時間前

注1: グリーンランド、フェロー諸島、スペイン領セウタ及びメリリヤ、ノルウェー、アイスランド、バルト海/北海/黒海/地中海の港、モロッコの全港、EU税関管轄地域(フランスの海外県、アゾレス/マデイラ/カナリア諸島を除く)との間の輸送

注2: EU税関管轄地域外とフランスの海外県・アゾレス/マデイラ/カナリア諸島との輸送で輸送時間が24時間以内



EU24時間ルール- 提出データ(ENS)

1) 申告される輸送品目の総数

2) 個別貨物識別番号

3) 運送書類番号

4) 荷送人

5) ENSの提出者

6) 荷受人

7) 運送人

8) 着荷通知先 (Notifying party)

9) EU国境を越える輸送機関の国籍
と身元証明

10) Conveyance reference (CR) 番号

11) 第一寄港地のコード番号

12) EU税関管轄地域の第一寄港地

到着日時

13) Country (ies) of routing code

(積み地・経由地・最終目的地コード)

14) 積み地

15) 荷揚げ地コード

16) 貨物の説明

17) 荷姿 (Package Code)

18) パッケージの数

19) 荷印

20) コンテナ番号

21) 輸送品目の数

22) 商品コード

23) 総重量

24) 国連危険物コード

25) コンテナシール番号

26) 運賃支払方法に関するコード

27) 情報提出日

28) 署名

29) その他特別に報告しておくべきこと
(AEO事業者である等)

※1: 欧州委員会規則1875/2006 付属書30Aの表1(海上、航空、内陸水運等)及び表5(AEO事業者)より作成

※2: AEO事業者は下線部(20項目)のみ提出